



特別児童扶養手当・障害年金受給に必要な診断の為の助成について



対象者	回数	必要書類	渡航費	宿泊費
特別児童扶養手当対象児	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・本島で受診した診断書の写し ・通帳の写し（保護者） ・搭乗券又は搭乗証明書（往復分） ・宿泊費の領収書 ・印鑑 	往復 10,640 円を 上限に 9割助成	2泊分 （渡航日と受診日） 1泊 6,000 円を上限 に9割助成
障害年金対象者	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・本島で受診した診断書の写し ・通帳の写し ・搭乗券又は搭乗証明書（往復分） ・宿泊費の領収書 ・印鑑 	往復 20,880 円を 上限に 9割助成	2泊分 （渡航日と受診日） 1泊 6,000 円を上限 に9割助成
付添者 （上記付添が 必要な方）	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の写し ・搭乗券又は搭乗証明書（往復分） ・宿泊費の領収書 ・印鑑 	各項目の 助成対象額に 準じる	各項目の 助成対象額に 準じる



母子及び父子家庭等医療費助成について



対象者	助成内容	必要書類
ひとり親世帯で 所得が規定された 範囲額にあてはまる者	医療費の自己負担分 ※外来受診は1人1ヶ月 につき1保険医療機関 ごとに1,000 円の一部 自己負担金があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・通帳の写し ①戸籍謄本又は抄本 ②住民票謄本又は抄本 ③所得証明書 ④健康保険証 ※児童扶養手当証書提示 （①から③省略）